

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成28年2月1日から実施する。

平成28年1月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立柿崎病院	内科、外科、 <u>整形外科</u> 、皮膚科、婦人科、 <u>眼科</u> 、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u>	新潟県立柿崎病院	内科、外科、皮膚科、 <u>整形外科</u> 、婦人科、耳鼻いんこう科、 <u>眼科</u>
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>	新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>